

北東アジアにおける多国間安全保障

ーアドホックな安全保障協力の興隆とその構造ー¹

<発表者>

金慶日²

中戸川桃子³

八塚正晃⁴

李東潤⁵

<アドバイザー>

佐藤雅尚 島村俊一郎 谷口悠子 安田桂子

¹ 本稿は慶應義塾大学総合政策学部小島朋之研究プロジェクト 2004 年度秋学期第 4 班グループワークの報告として提出されたものである。本稿を執筆するにあたって、小島朋之慶應義塾大学総合政策学部長、福山悠介慶應義塾大学大学院政策・メディア科博士課程をはじめ、小島朋之研究プロジェクトのメンバーの方々に大変貴重なコメントを頂いた。ここに感謝の意を記したい。なお、本稿における一切の誤りは筆者に帰するものである。

² 慶應義塾大学総合政策学部 3 年 学籍番号 70330085 ログイン名 s03508kk

³ 慶應義塾大学総合政策学部 2 年 学籍番号 70306688 ログイン名 s03668mn

⁴ 慶應義塾大学総合政策学部 1 年 学籍番号 70408971 ログイン名 s04897my

⁵ 慶應義塾大学総合政策学部 3 年 学籍番号 70209644 ログイン名 s02964dl

章立て

序章：問題の所在

第 1 章：アドホックな安全保障協力の興隆

第 1 節：アドホックな安全保障協力の興隆の背景と位置づけ

第 2 節：アドホックな安全保障協力が機能する要件

小結

第 2 章：アドホックな安全保障協力の具体的事例

第 1 節：湾岸危機に対処するためのアドホックな協力

第 2 節：北朝鮮核問題に関するアドホックな協力

第 3 節：大量破壊兵器の拡散阻止のためのアドホックな協力

第 4 節：イラク戦争に関する一連におけるアドホックな協力

第 3 章：アドホックな協力の検証

第 1 節：脅威の所在—外部か内部か—

第 2 節：脅威が外部にあるときの長期化メカニズム

第 3 節：潜在的対立要素

終章：まとめ、アドホックな協力の構造について

参考文献一覧

問題の所在

第2次大戦後、冷戦期において国際安全保障の枠組みを制度として規定してきたのは、脅威を外在化した2国間及び多国間の取り決めであった。すなわち、北大西洋条約機構（NATO）や日米安全保障条約などの同盟関係であった。これが、冷戦後になると、脅威を内部化した協調的安全保障枠組みの構築が進められるようになった⁶。その背景には、ローズクランズの言葉を引用すれば、「2極対立の終焉が地域主権の復興をもたらした」ことがあると言えよう⁷。協調的安全保障とは潜在的脅威を内部化し、紛争や脅威を事前に「予防」・「抑止」といった目的を持った地域的な安全保障取り組みである。そして実際、ヨーロッパ地域においては、欧州安全保障協力機構（OECD）が成立し、アジア地域においてはASEAN地域フォーラム（ARF）が1994年に形成された。

しかしながら、アジアにおいては他地域と比べ、協調的安全保障分野に関しての歩みが遅いと指摘されている⁸。事実、アジアにおける冷戦の残滓の影響から、潜在的脅威の内部化といった問題や信頼醸成プロセスから予防外交へのステップアップが阻まれている。さらに、協調的安全保障では潜在的脅威を内部化しても、その脅威が顕在化することを予防できるか否かが機能する際の重要な要点である。逆に言えば、脅威が顕在化してしまえば潜在的脅威を内部化していても有効的な対処が取りにくい⁹。実際、2002年以降表面化した北朝鮮核問題に対してARFは何ら具体的な対処を行えていない¹⁰。

こうしたアジアにおける協調的安全保障への取り組みに限界が見受けられる一方で、協調的安全保障とは異なるアドホックな安全保障協力が登場し同地域において注目され始めた。例として、拡散に対する安全保障構想（PSI）やイラク戦争に関連する一連のプロセスなどが挙げられ、第2次北朝鮮核危機に対処するためにも形成された。2003年の8月に開催された6カ国協議がそれである。アドホックな安全保障協力とは、前述の協調的安全保障とは異なり、未然に紛争を予防するのではなく、既に発生してしまった問題に対処するために、急遽形成された多国間枠組みであるという特徴を持っている。そもそも、アドホック（Ad Hoc）という語には「必要に際して、何の前触れもなく」という意味がある¹¹。この特徴からアドホックな安全保障協力の定義を、「特定の」問題を解決するために「その場限りで」形成された多国間枠組みであると本稿では行いたい¹²。

⁶ 伊藤剛「同盟の「拡大」と「多元化」——東アジアの潜在的脅威への対処に関する理論的考察——『国際政治』第135号「東アジアの地域協力と安全保障」（2004年3月号）、12頁。

⁷ Richard Rosecrance, “Regionalism and the Post-Cold War Era,” *International Journal*, 46(1991), pp. 373-375.

⁸ 木村汎「6カ国協議が一筋の光明——北太平洋におけるアドホックな協力」『NIRA政策研究』（2004年1月号）、20頁。また、阻害要因としては、①アジアにおける地域内経済格差が大きいこと②文化的な多様性による地域としての同質性と一体感の欠如③国家間の著しい格差と不均衡による水平的な地域協力の発想と制度が最も生まれにくい構造④「歴史」による対立の遺産⑤冷戦構造の残滓の5つとされている。李鍾元「序論 東アジア地域論の現状と課題」『国際政治』第135号「東アジアの地域協力と安全保障」（2004年3月号）、3頁。

⁹ 協調的安全保障は武力対立を未然に予防することを旨とし、それを非軍事的な手段で達成しようとしているところにその特徴がある。つまり、協調的安全保障は基本的な性質として紛争への「予防」を念頭においているのであり、紛争が起こった場合の「対処」には不向きなシステムなのである。神保謙「アジア太平洋地域における多国間安全保障協力—協調的安全保障・信頼醸成措置の限界性とARFプロセス—」『慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科1997年度修士論文』（1997年）。

¹⁰ 協調的安全保障は潜在的脅威を内部化することにより、紛争や対立を事前に「予防」・「抑止」することがその重点に挙げられる。山本吉宣「協調的安全保障の可能性——基礎的な考察」『国際問題』（1995年8月号）、10頁。この条件をARFは北朝鮮の加盟によって成しているはずにも関わらず、何の有効的な対処を行うことができなかった。結局ARFは2003年6月の第10回ARF閣僚会合議長声明において北朝鮮核問題の平和的解決を求めたが声明に止まり、それ以上の対策を行っていない。『朝日新聞』（2003年6月19日）。

¹¹ ロングマン現代アメリカ英語辞典の「Ad Hoc」の項から。原文はdone or arranged only when the situation makes it necessary, and without any previous planning.

¹² ここでいう多国間とは、3以上の国家、ないし国際機関を含めたものとして定義づける。Brian L. Job, “Bilateralism and Multilateralism: Achieving the Right Balance in Security Relations” (2004年11月14日アクセス)

(<http://www.ndu.edu/inss/books/Books%20-%201997/Strength%20Through%20Cooperation%201997/Stcch13.html>)

先行的なアドホックな安全保障協力に対する議論としては、以下のようなものが挙げられる。ロバート・スカラピーノは実効性のある地域安全保障機構が誕生する前に、東アジア地域において個別の安全保障問題を取り上げるために設ける協力メカニズムを指して、「アドホックな枠組み」という用語を用いた¹³。同時に、1つの特定の問題について関係者が同心円的な形でアドホックな弧を形成し協力するのが、この多国間協力の特色だとしている。また、ジェームス・ベーカー元米国務長官は1991年にアジア太平洋の安全保障政策についての論文の中で、具体例としてカンボジア和平や北朝鮮核問題などに触れながら、アドホックな安全保障協力を米国の2国間同盟関係の補完的存在であると論じている¹⁴。そして、より概念的説明を施しているブライアン・ジョブによれば、アドホックな安全保障協力とは「国家は狭義の短期的な国益に応じて行動する。国家は、短期的な国益が合致するときに他の国家と協力する」ことの代表例として論じている¹⁵。裏を返せば、この指摘は問題対処が長期化してしまうことによってアドホックな安全保障協力はその目的を達成できなくなってしまう可能性を示唆している。実際、6カ国協議やイラク戦争に関わる一連の協力は長期化してしまった結果、当初の短期的国益以外の影響によって協議の停滞や離脱といった事態が発生し問題解決が上手く成されないようになってしまっている。問題が発生したのであれば、短期的に問題を解決することが望ましいことは論を待たない。それでは何故、長期化してしまうのだろうか。これが本稿の問題意識である。

アドホックな安全保障協力は、脅威を外在化している同盟と脅威を内部化している協調的安全保障との中間的な存在として喫緊の課題に対処するために登場してきた。しかし、アドホックな安全保障協力自体が脅威を内部化しているのか外在化しているのか、すなわち脅威の所在について言及されてこなかった。また、参加国内の潜在的対立要素の有無にも言及されてこなかった¹⁶。今まで曖昧にされてきたこの2点に、長期化するメカニズムの鍵があると考え、それを通じてアドホックな安全保障協力の構造を見ていきたい。

本稿の目的はアドホックな安全保障協力の構造を明らかにすることである。この目的を解決するために長期化による停滞のメカニズムに焦点を絞る。第1章でアドホックな安全保障協力がどういった経緯で興隆してきたのか、その歴史を概観し、先行研究で理論化されている部分を記し、本稿で扱うアドホックな安全保障協力の定義を行う。第2章で、アドホックな安全保障協力の具体的事例を挙げる。具体的な事例としては、湾岸危機・北朝鮮核危機・大量破壊兵器の拡散阻止・イラク問題の4つを挙げる。そして、第3章でその具体的事例を分析し、長期化のメカニズムを明らかにし、最後に、終章にてアドホックな安全保障協力の構造についてまとめる。

¹³ Robert Scalapino, "The United States and Asia: Future Prospects", *Foreign Affairs* 70, no.5(Winter 1991-1992) pp. 19-40.

¹⁴ James A. Baker, III, "America in Asia: Emerging Architecture for a Pacific Community", *Foreign Affairs* 70, no.5(Winter 1991-1992) pp.1-18. ベーカー国務長官は91年に訪日・訪韓して北朝鮮核問題の解決に対して「2+4構想」を提示し、アドホックな枠組みでの解決を目指したが、米国の政権が交代してしまい、94年に米朝の2国間対話によって米朝枠組み合意が成され、アドホックな枠組みが構築されることはなかった。

¹⁵ 「短期的な国益」とは、世界平和や東アジアの発展といった具体的でない中長期的なスパンでの国益と違い、例えば、「北朝鮮に核廃棄させる」や「FTAを締結する」といったような具体的な国益のことを指すものである。

¹⁶ 潜在的対立要素とは、潜在的脅威とは違い、アドホックな安全保障協力内における参加国において現在は障害になっていないが、近い将来に障害になる可能性のあるものを指す。詳しくは本稿第3章第3節にて触れる。

第 1 章：アドホックな安全保障協力の興隆とその構造

本章では、集団安全保障や協調的安全保障等、既存の多国間枠組みと、アドホックな安全保障協力の差異を明確化することを目的とする。また、アドホックな安全保障協力の相対的位置付けを行うために、集団安全保障や協調的安全保障等との比較考察を行うこととする。

第 1 節：アドホックな安全保障協力の興隆の背景と位置づけ

第 1 次世界大戦後創設された国際連盟に託した集団安全保障（集団的安全保障）の概念は、それ以前の世界で主流をなしていた、勢力均衡政策に取って代わるものであった¹⁷。勢力均衡政策を基本とした世界秩序では、相互の軍事力の判定が非常に重要かつ困難であるため、互いに優位を求めて軍拡競争に走る結果、逆に対立を激化させ、均衡を破壊させるという不安定性を内包していたと言える¹⁸。すなわち、そのような中勃発した第 1 次世界大戦は、まさに勢力均衡政策による世界秩序の持つ不安定性が表面化した結果であると言えるであろう。このような反省を踏まえた上で、第 1 次世界大戦後に台頭した集団安全保障とは、国家間の対立関係を力のバランスで安定を保持しようとしている勢力均衡方式と異なり、対立関係にある国家をもすべて含めた、平和維持のための協力体制を創出しようとするものである。しかしながら、第 1 次世界大戦後に創設された国際連盟においては、全会一致方式の上、軍を組織することが出来ず、軍事制裁は行えなかったことから、事実上集団安全保障としての機能は果たせなかった。そして実際、第 1 次世界大戦後の国際連盟を主軸とした秩序は、第 2 次世界大戦の勃発を持ってその限界性を露呈することとなった。

第 2 次世界大戦後に創設された国際連合では、国際連盟の限界性を踏まえ、集団安全保障機能の強化が図られた。国連憲章の第 7 章（制裁）には、「平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為に関する行動」に関して安全保障理事会が、勧告、非軍事的措置及び軍事的措置を取ることを規定している¹⁹。このように、第 2 次世界大戦後の国際環境は、集団安全保障の機能を国連に付与し、強化させることで秩序維持を図ったものであった。また、それと同時に N A T O とワルシャワ条約機構の対立構造に加え、アジアにおいてはソ連と中国を牽制する米国が、日米同盟や韓米同盟を主軸として対抗するといった、同盟を中心とした安全保障環境でもあった。

冷戦期と冷戦後の安全保障環境において、最も大きな変化の一つは、脅威の対象が特定の国であったのが、不特定化、あるいは分散化したことにある。つまり、冷戦期においては脅威の所在が顕在的であったため、自他を明確に分け、友敵関係軸として安全保障システムを構築していこうとするものであったのに対し、冷戦後においては、不特定の脅威に対して、それが武力紛争になるのを予防したり、平和的な解決を図るものとして、安全保障システムを構築していくようになったのだ。山本吉宣は、このような環境においては「脅威が不特定・分散化しているため、敵・味方をあらかじめ分けることは出来ず、むしろそのような脅威を一つの安全保障の枠組みのなかに取り込んでいくということが必要となる」と分析し、冷戦後においては脅威を内部化することが重要な要素であることを示唆している²⁰。このような背景の下、冷戦後に興隆した安全保障体系が、協調的安全保障である。

¹⁷ F.シューマンは、勢力均衡政策を「自ら軍備を強化し、あるいは他国と同盟して潜在敵国と対抗する」ものであると指摘している。フリードリッヒ・L・シューマン『国際政治』上巻（東大出版会、1985 年）55 頁 - 76 頁。また、勢力均衡の問題点として、①盟友と敵を常に確信することの不確実性、②力の算定が不確実であるが故の非現実性、③勢力均衡の維持における、知的・同義的基盤のコンセンサスの不十分性を挙げている。鈴木基史『国際関係』（東大出版会、2000 年）27 頁 - 28 頁。

¹⁸ 佐藤栄一「冷戦とアジア・太平洋地域の安全保障 - 同盟体制の推移を事例に -」『冷戦後のアジアの安全保障』（日本学術協力団編、1997 年）、59 頁。

¹⁹ 『国際連合広報センターホームページ』（<http://www.unic.or.jp/known/kensyo.htm>）を参照。（12 月 1 日アクセス）

²⁰ 山本吉宣「協調的安全保障の可能性 - 基礎的な考察 -」『国際問題』（1995 年 8 月号）、3 頁。

協調的安全保障は、集団安全保障と同様、分散化した脅威を内部化しているという点においては共通しているが、集団安全保障においては脅威が顕在化した場合、すなわち侵略等が起きた場合に、最終的にはそれに軍事的に対抗するという特徴としているのに対し、協調的安全保障は武力対立を未然に予防しようとすることを旨とし、それを非軍事的な手段で達成しようとしている点で区別される²¹。また、協調的安全保障は基本的には対話や説得と言う手段を用いながら、潜在的敵国との協調を進めていく枠組みであるため、これら予防的な措置が失敗し、脅威が表面化されてしまった状況においては、ほとんど対処能力を持たないと言う限界性を秘めている²²。それゆえ、アジアにおける米国を中心とした2国間同盟のような、紛争対処のための軍事力の裏付けなしには地域の平和を維持することはできない。また、冷戦後の安全保障の特徴として、土山實男は「やや単純化して言うと、国家から非国家主体へ、軍事問題から非軍事的領域へとシフトした」とし、安全保障問題の争点領域が拡大していることを表している²³。換言すれば、協調的安全保障では軍事的な範囲のみに限定してはならず、むしろ環境劣化、人口問題、国際的な犯罪活動等国家関係を悪化させ、潜在的に紛争に至ることがありうる問題も幅広く含めて考える必要があるということである²⁴。そして、これら多義的な安全保障上の課題の中で、実際に噴出した問題に対処する枠組みのうち、既存の枠組み（同盟など）以外で、対処する場合に形成されるのが、アドホックな安全保障協力（Ad Hoc Multilateralism）である。この意味において、ジェームス・ベーカー元米国務長官は、アドホックな安全保障協力を2国間同盟関係と整合性があり、補完する関係にあるものと位置づけているのだ²⁵。以上に示した、協調的安全保障の限界性を補う枠組みとして、同盟や集団安全保障が機能し、それら既存の枠組み以外の対処枠組みとして機能するのが、「アドホックな安全保障協力」であると言える。

第2節：アドホックな枠組みが機能する要件

ブリティッシュ・コロンビア大学教授のブライアン・ジョブ（Brian Job）は、「アドホックな安全保障協力は、安全保障協力を効率の面から論じるものであり、国家は狭義の短期的な国益に応じて行動する。国家は、短期的な国益が合致するときに他の国家と協力する」としている²⁶。また、ロバート・スカラピーノ（Robert Scalapino）は、アドホックな安全保障協力を「特定の限定された問題」や「個別の安全保障」を扱うための協力メカニズムであるとしている²⁷。これら二人の述べるアドホックな安全保障協力の定義のうち、前者の「短期的な国益の合致」の明確な定義をする必要があるだろう。両者共に「アドホックな安全保障協力」について定義していることを勘案すると、ブライアン・ジョブの述べる短期的な国益の合致とは、ロバート・スカラピーノの指摘する「特定の限定された問題」の解決を指すものであると解釈可能である。これら両者の定義を踏まえ、アドホックな安全保障協力を整理するならば、アドホックな安全保障協力は、「特定の限定された問題を扱い、特定の問題の解決を国益とする国家が集い、形成される協力メカニズムである」と言える。そして、ここでの特定の問題とは、第1節にて述べた、多義的な安全保障上の課題の中で、予防的な措置が失敗し実際に噴出してしまった問題を指す。

²¹ 山本吉宣前掲論文、8頁。

²² 神保謙前掲論文、39頁。

²³ 土山實男『安全保障の国際政治学』（有斐閣、2004年）103頁。

²⁴ このことをデービット・カピーは「包摂性」という言葉を用いて説明している。デービット・カピー、ポール・エバンス著『レキシコンアジア太平洋安全保障対話』（日本経済評論社、2002年）96頁。

²⁵ James A. Baker III, "America in Asia: Emerging Architecture for a Pacific Community", *Foreign Affairs* 70, no.5 (Winter 1991-92) pp.1-18, 5-6.

²⁶ Brian L. Job, "Bilateralism and Multilateralism in the Asia Pacific Region", manuscript, p3.

²⁷ Robert Scalapino, "The United States and Asia: Future Prospects", *Foreign Affairs* 70, no.5 (Winter 1991-92) pp.19-40

以上の定義を踏まえ、このメカニズムが機能するにはどのような必要条件があるのだろうか。国家が、特定の問題の解決を共通の国益とした場合に形成され協力するのがアドホックな安全保障協力であるが、国家間の協力を考える際には、リアリズムの観点に立脚すれば、国家間の相互不信について言及する必要がある。国家間の相互不信を如実に表現したものとして、ルソーが「人間不平等起源論」の中で用いた「鹿狩りの寓話」が挙げられる。これは、数人の飢えた狩人が、一致協力して鹿（全体の利益）を射止めれば全員の命が助かるのに、目の前の兎（個別の利益）が現れると、たとえ自分は兎に手を出すつもりがなくても、仲間の誰かが約束を破って手を出すのではないかと、そうすれば裏切った彼が生き延びて約束を守った自分が命を落とすことになるのではないかと、仲間を信用できなくなり、先に兎に手を出す強い誘惑に駆られる人間の弱さを描いたものである²⁸。ここで用いられている鹿（全体の利益）は、アドホックな安全保障協力においては、国家が集合する際の動機となる「特定の限定された問題を解決する利益」、つまり「第一義の目的」であると置き換えられる。それ故、アドホックな安全保障協力においても兎（個別の利益）の出現は、この協力の停滞を招くものであると言える。この様な相互不信の前提を踏まえたうえで、アドホックな安全保障協力が機能するには、簡潔に言えば兎（個別の利益）の出現を回避することが必要である。このことを指して、ジョブは「安全保障環境がある国家に脅かされる場合に、一時的に協力する」と述べている²⁹。つまり、国家が長期的に協力することは、相互不信の観点からも困難であり、アドホックな安全保障協力がうまく機能するには長期化しないことが必要であることを示唆している。

小結

本章では、まずアドホックな安全保障協力が興隆してきた歴史的背景を述べた。冷戦後の安全保障環境下においては、脅威が分散化しているため、脅威を内部化することが重要であり、内部化し脅威の出現を予防する努力にも関わらず発生した問題に対処するものとして、アドホックな安全保障協力や同盟などの既存の枠組みが必要とされていることを説明した。また、アドホックな安全保障協力の定義を、スカラピーノとジョブの議論から導き、それと同時に、アドホックな安全保障協力がうまく機能するには、相互不信の前提を踏まえ、長期化しないように努めることが重要であることも明らかにした。

これらの前提、定義を踏まえ次章以降において具体的事例を用いて、アドホックな安全保障協力の構造を明らかにしていくこととする。

²⁸ 土山實男前掲書、41頁。

²⁹ デービット・カピー前掲書、48頁。

第 2 章：アドホックな安全保障協力の具体的事例

本章では、アドホックな安全保障協力の具体的事例を見ていくことにする。その際に、アドホックな安全保障協力が、どのように長期化しているのかに特に注目していく。

第 1 節：湾岸危機におけるアドホックな安全保障協力

1990 年から 1991 年にかけてのペルシャ湾危機から湾岸戦争にかけて国連安保理決議 678 号などに基づいて、米国を中心に新たに結成された枠組みは、「クウェート解放」を第一義目的とし、有志連合の性質をもったことからアドホックな安全保障協力ということができよう。ここでいうアドホックな安全保障協力とは、もっと限定して言うと、対イラク武力行使容認を盛り込んだ国連安保理決議 678 号に基づいて、アメリカ政府の呼びかけに応じて多国籍軍に参加した英・仏・ソ連・豪州及び、これと統一戦線を組んだエジプト・モロッコ・シリア・サウジアラビアなどのアラブ合同軍である。また米・多国籍軍に対して後方支援をおこなった日本・西ドイツも入ると考えられるため、以下これらを含めて多国籍軍とする³⁰。第一義の目的に挙げられていた「クウェート解放」は 3 月 28 日のブッシュ大統領の勝利宣言及び、イラクとの停戦合意を以って目的が達成され、アドホックな安全保障協力の成功例といえよう。以下において時系列で内容を見ていく。

そもそもイラクのクウェート侵攻には 2 つの主な要因があったといわれる。1 つは、従来イラクはクウェートの領有権を主張していたこと、2 つ目は、イランとの 8 年間の戦争で 600 億ドルの対外債務を背負ったイラクの戦後復興のためには、原油価格の値上げと債務軽減ないしは帳消しが必要であったことである³¹。

1990 年 8 月 2 日にイラクはクウェートに侵攻した。これに対し、米国とソ連が緊急会合を開き、共同声明を発表するなどして各国のイラクへの対応を方向付けた³²。またアラブ諸国もイラク軍の撤退要求の方向に固まった³³。日本も独自に対イラク経済制裁を発表した。

一方、国連安保理は、このイラクのクウェート侵攻に関して決議 660 号、661 号、662 号、678 号などを採択し、これらに基づいて、アメリカの呼びかけに応じた国々を中心にした多国籍軍はペルシャ湾に艦隊を派遣した³⁴。各国はイラクのクウェートからの撤退を求めて、和平を試みたがフセインの強硬姿勢との間に妥協点がまとまらなかった。結局、国連安保理決議 678 号に規定された 1 月 15 日を過ぎても政治交渉がまとまらず、1 月 17 日に米軍が空爆を開始した。この空爆の中で、フセイン大統領が「リンケージ（関連）」論によってアラブ諸国の支持をとりつけようと図り、イスラエルに対してスカッドミサイルを発射した³⁵。イスラエルがこ

³⁰ ブッシュ政権のリストによれば、アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ブルガリア、コスタリカ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エチオピア、グルジア、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、クウェート、ラトビア、リトアニア、マケドニア、マーシャル諸島、ミクロネシア、オランダ、ニカラグア、パラオ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、スロバキア、スペイン、韓国、シンガポール、ソロモン諸島、トルコ、ウガンダ、ウズベキスタンが挙げられている。

「Foreign Affairs Japan」ホームページ (<http://www.foreignaffairsj.co.jp/source/Iraq/coalition.htm>)

³¹ 読売新聞外報部「砂漠の聖戦」（講談社 1991 年）、251 頁。また一つ目の領土問題について、クウェートはイラク領を侵犯しつづけ、またイラク南部のルメイラ油田から 24 億ドルにもものぼる盗掘を行った 小川茂樹「分析 湾岸危機」（日本経済新聞社 1990 年）7 頁。

³² ベーカー米務長官とシェワルナゼソ連外相が緊急協議し、各国へイラクに対する武器供給停止を求める共同声明を発表した。読売新聞外報部 前掲書 252 頁

³³ カイロで開かれたアラブ連盟緊急外相会議は、賛成多数でイラク軍の撤退要求を採択。

³⁴ 660 号：イラク軍に即時撤退を求める決議（8 月 2 日） 661 号：①石油を含む全ての一次産物、製品の輸入禁止 ②武力、軍事物資の禁輸 ③商取引の停止からなる集団制裁決議（8 月 6 日） 662 号：イラクのクウェート併合に続いて、この併合を無効とする決議（8 月 6 日） 678 号：対イラク武力行使容認決議（11 月 29 日） 読売新聞外報部『砂漠の聖戦』（講談社 1991 年）、256、257 頁

³⁵ リンケージ論とはフセイン大統領がクウェートからの撤退条件の一つに挙げたもので、条件としてイスラエルのパレスチナ

の報復に踏み出していれば、湾岸戦争は新たな中東戦争として根本的に性格を転じることになりかねなかった。こうした事態を避けるためアメリカ政府はイスラエル政府に自制を呼びかけた³⁶。また、米軍は迎撃ミサイル、パトリオットでイラクからイスラエルへの攻撃の大半を打ち落とした。このアメリカの行動は「クウェート解放」の目的達成において、それ以外の問題を表出させないよう最大限の努力をしていたと評価できよう。

また、戦局の混迷化とともに、開戦1ヶ月前後から平和的解決の動きが芽生え始めた。今回の工作イニシアティブを握ったのは、ソ連であった。ソ連は地上戦に入るまで、イラクとの政治的早期解決を望み、イラクに特使を派遣するなどして協議を重ね、イラクから一定の妥協を引き出した³⁷。しかし、ソ連の苦心にも関わらず、ブッシュ米大統領や国連はその和平案が条件付撤退であるという理由から断固拒否していた。また、イラクのアジス外相とソ連のベススメルトヌイフ外相が「クウェートの首都から4日間、全土から3週間以内に撤退を完了する」といった具体策6項目からなる修正案で合意した際も、アメリカは断固拒否した。そして、アメリカは23日までに無条件で撤退しなければならないとする事実上の最後通告を突きつけ、撤退期限の過ぎた24日未明、米・多国籍軍は総攻撃を開始した。結果的に、軍事攻撃により、地上戦開始から100時間という短期の勝利を可能になった。このことから、ソ連を中心にした政治的解決の手法とアメリカの軍事的解決の確執とそれによる長期化という潜在的な不安定要素を解決したのはアメリカの強硬姿勢であったといえよう。

第2節：北朝鮮核問題に関するアドホックな安全保障協力

2002年10月に北朝鮮核問題が再燃した³⁸。この問題を解決するために形成された多国間協議体が2003年8月に第1回会合が開催された6カ国協議である。6カ国協議は北朝鮮核問題を解決することを目的として新しく形成された点でアドホックな枠組みであると言える³⁹。

6カ国協議が開催されるにあたって、米中が重要な役割を果たした⁴⁰。北朝鮮は米朝2国間対話によって問題が解決されるべきであって多国間協議には応じない姿勢を堅持していたが、2003年4月に米中朝の3カ国協議が開かれてから、多国間協議に応じる構えを見せだした。米中が共に主導的な役割を果たした理由には、北朝鮮の核問題に議題を特化することで共通の利益を見出したことが挙げられる。中国の李肇星外相は日中韓外相会議で、米中朝の努力に日韓も参加してほしいと要請した⁴¹。しかし、北朝鮮は日本の参加には一貫して

占領地からの撤退を要求したことである。欧米各国はイラクのクウェー軍の早期撤退を要請するに当たって、国連安保理決議660号をその主張の根拠としたが、フセインはイスラエル軍の撤退を迫る67年の国連安保理決議242号に言及して、二つの決議を結びつけ、パレスチナ解放の英雄としてのイメージを生み出そうとした。読売新聞外報部 前掲書 256頁

³⁶ 米英紙などの報道によれば1月18日のイラクによるスカッドミサイルがテルビアとハイファを襲ったと直後、イスラエルは報復を決定したという。しかし、ブッシュ大統領、ペーカー国務長官が、これを必死に押しとどめ報復はアメリカに任せて欲しいとの意向をシャミル政府にのませた。読売新聞外報部「砂漠の聖戦」(講談社 1991年)、103頁。

³⁷ 湾岸戦争の早期解決に向けて、エブゲニー・プリマコフ・ソ連大統領特使がバグダッドを訪問、フセインと会談を行い、ゴルバチョフ大統領からメッセージを口頭で伝え、この席でフセインは「対話による平和解決」の用意があることを初めて示唆した。また、2月22日、アジス外相とソ連のベススメルトヌイフ外相は「クウェートの首都から4日間、全土から3週間以内に撤退を完了する」といった具体策6項目からなる修正案で合意した。読売新聞外報部 前掲書 263頁

³⁸ 北朝鮮核問題は、1994年の米朝枠組み合意によって一端は解決されたが、その後、2002年10月に北朝鮮が米朝対話で北朝鮮がウラン濃縮計画を明らかにしたことにより米朝枠組み合意が瓦解し、北朝鮮核問題が再燃した。

³⁹ 木村汎「6カ国協議が一筋の光明——北太平洋におけるアドホックな協力」『NIRA政策研究』(2004年1月号)に詳しい。

⁴⁰ 米国は1994年の時とスタンスを変化させ、北朝鮮と2国間対話を行わず、多国間協議の場で北朝鮮核問題について討議するという姿勢を一貫して崩さず、そのための外交努力を続けていた。例えば、韓国の盧武鉉大統領の就任式に出席するにあたって2003年2月にアジア歴訪をしたパウエル国務長官は中国で胡錦濤主席と会談を行った。また、エルバラダイIAEA事務局長との対談では国連安保理付託を選択肢の1つとして残していると北朝鮮に警告的なメッセージを送った。中国はパウエル・胡錦濤会談後、2003年3月に北朝鮮に対してシャトル外交を展開し、北朝鮮を多国間協議の場に出すために多大な努力を払った。文日鉉「北朝鮮に背を向ける中国」『世界週報』(2003年11月4日号)、9頁。

⁴¹ 『東京新聞』(2003年6月18日)。

難色を示していた。韓国の連合ニュースは 7 月 18 日に韓国政府高官が「北が多国間協議への日本の参加に難色。日本を除外した 4 カ国協議開催も」との発言が報道されたことにも、北朝鮮のそのような姿勢が見受けられる。北朝鮮が日本の参加を牽制する理由には、2 国間問題である拉致問題等を議題として挙げられることを厭う考えがあったと言える。事実、開催前に日本は核問題に特化したアドホックな枠組みである 6 カ国協議内において、北朝鮮に「核・ミサイル・拉致などの問題解決と引き換えに食糧支援をする」というメッセージを送っている⁴²。これに対し朝鮮中央通信は 8 月 10 日に、「日本が拉致問題で多国間協議に難関を作ろうとしている」と批判した。

第 1 回 6 カ国協議における各国の基調発言において、日本は拉致事件を正式に提起した。そしてその結果、協議閉幕後に、北朝鮮の代表団は「このような協議は開く必要なく興味ももてない」と強く批判した。この発言の背景には、日本が拉致事件を提起したことのみならず、米国が北朝鮮の要求する体制保証について、基調発言にて「不可侵条約を締結するつもりはない。北は無条件かつ検証可能な形で核開発を放棄すべきだ」としたことも影響していた。議長総括を出す予定であったが合意に至らず、主催国の中国が 6 項目の共通認識をまとめただけとなった⁴³。

第 2 回開催までの間には幾度となく延期がなされた⁴⁴。この間に最大の焦点となったのが北朝鮮に対する「安全の保証」をどういった形で与えるかであった。北朝鮮は第 1 次核危機の時から米国との 2 国間での不可侵条約の締結を望んでいた。しかし、不可侵条約締結を米国は一貫して拒否してきた。なぜなら、米朝で不可侵条約を締結してしまうと、朝鮮半島有事に日米同盟・米韓同盟との整合性に矛盾が生じる可能性があるためである⁴⁵。そのため、不可侵条約締結はありえないが、米国は北朝鮮に対して「侵略の意図がない」と文書化することができるとした⁴⁶。これは、第 1 回協議が開催される以前には見られなかった動きであった。また、米国は相互不可侵の形式を参加 6 カ国で行うことを考えていた。これに対し、北朝鮮は米朝の不可侵誓約を残る 4 カ国が保証する形を主張していたが、米国はあくまでも 6 カ国が対等に調印することを求めていた。そして、北朝鮮は北朝鮮が先に核を放棄することは受け入れられず、同時的な安全の保証にこだわり、「行動対行動」の同時行動原則を主張した。また、2003 年 11 月 29 日に、朝鮮中央通信が拉致問題を議題化しようとするならば日本の 6 カ国協議参加を拒否すると強硬な姿勢を明らかにしている。

第 2 回協議の開催は当初、2003 年年内を狙っていたが、結局は、2004 年 2 月 25 日から開かれることとなった。協議の内容に大きな進展はなく、当初目標とされていた共同文書作成が断念され、「議長声明」に格下げされた⁴⁷。共同文書ではなく、議長声明に格下げされた理由は体制保証に関する問題について、最後まで米国と北朝鮮の「安全の保証」に関する意見が対立していたからである⁴⁸。

第 3 回協議開催前に作業部会で、北朝鮮の核開発の凍結に対して周辺国がどのような保証を行うかという点に絞って具体的話し合いが進められた⁴⁹。協議開催後、米国は全体協議内において新しい提案をした⁵⁰。それ

⁴² 『朝日新聞』(2003 年 8 月 2 日)。

⁴³ 『読売新聞』(2003 年 8 月 31 日)。

⁴⁴ 当初は開催自体が危ぶまれたが、その後、北朝鮮が協議の継続を受け入れ 12 月中旬に一旦は開催が予定された。

⁴⁵ 小島朋之・小此木政夫編著『東アジア危機の構図』(東洋経済新報社、1997 年)、38 頁。

⁴⁶ 『東京新聞』(2003 年 10 月 23 日)。

⁴⁷ 議長声明には①互いの立場に関する理解を深めたこと②核兵器のない朝鮮半島を実現すること③核問題に対処すべく調整された措置を取り関連する諸懸案に対処すること④6 月までに第 3 回協議を開き、全体会合の準備のために作業部会を設置すること、が盛り込まれた。外務省「第 2 回六者会合 (概要と評価)」『外務省ホームページ』

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/6kaigo2_gh.html) (2004 年 12 月 1 日アクセス)。

⁴⁸ 『朝日新聞』(2004 年 2 月 29 日)。

⁴⁹ 鈴木典幸「転換点を迎えた 6 カ国協議」『世界週報』(2004 年 7 月 27 日号)、48 頁。

⁵⁰ 城山英巳「焦りの米国、余裕の北朝鮮」『世界週報』(2004 年 7 月 27 日号)、11 頁。

は、従来の姿勢からは大幅に譲歩をした内容になっていた。北朝鮮が核放棄を厳格に行えば、日韓中口は北朝鮮に定期的に重油を供給し米国は北朝鮮を攻撃したり政権転覆をはかったりしないと保証するという「見返り」をあたえるものであった⁵¹。一方、朝鮮代表団は核凍結案を公表し、北朝鮮がこれまで威嚇材料として言及していた核兵器の移転や実験について、停止する用意を表明した。凍結には「透明性」を伴うとも表明し、検証を受け入れる姿勢を示した。しかしながら、検証の実施方法として国際原子力機関（IAEA）の査察を事実上拒否した⁵²。結局、この議論に決着は着かず、またも議長声明を出すに止まった。

第 3 節：大量破壊兵器の拡散阻止のためのアドホックな安全保障協力

2001 年 9 月 11 日の米同時多発テロ（9.11 テロ）以降、米国は大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資が拡散することに対してそれまで以上に懸念するようになった。つまり、テロ問題が顕在化し、大量破壊兵器が国際テロ組織の手に渡る危険性が顕在化したのである。これを受けて 2003 年 5 月にブッシュ米大統領は訪問先のポーランドで大量破壊兵器の「拡散に対する安全保障構想（Proliferation Security Initiative：PSI）」を発表し、10 カ国（日・英・伊・蘭・豪・仏・独・スペイン・ポーランド・ポルトガル）に参加を呼びかけた⁵³。PSIは大量破壊兵器の拡散問題に対処することを目的としたアドホックな安全保障協力であると言える。

PSIは、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる措置を検討する取組みである。PSIは、「コア・グループ」と呼ばれるグループ国が運営をし、局長級が出席する総会(Plenary)及び局次長級の専門家会合（Experts Group Meeting）を開催してきている。PSI活動の主眼は、連携の深化（阻止訓練の実施や情報交換など）と連携の拡大（アウトリーチ活動）の2つである。現在、コア・グループには、上述した10カ国に付随してシンガポール、カナダ、ノルウェー、ロシアの5か国が参加している。また、デンマーク、トルコ、ギリシャが専門家会合レベルで参加している⁵⁴。

これまでに計6回の総会と計12回の訓練が行われてきた。第1回の総会はPSI構想を発表してから1ヶ月後の2003年6月にスペインのマドリードにおいて開かれた。ここで全参加国が、積極的に本イニシアティブを推進していくことを確認し、総会の下にオペレーション専門家会合及びインテリジェンス専門家会合を設置することが合意された。そして、その翌月に第2回総会がオーストラリアで開催され、参加国が現行の法的枠組みの範囲内での拡散阻止のための措置を実施することと全参加国が、阻止訓練の概念及び同訓練をできる限り早期に行うことについて原則一致をした。9月に行われた 第3回パリ会合（2003年9月3 - 4日）には、PSIの目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言（Statement of Interdiction Principles）」を採択した。各参加国が大量破壊兵器等の拡散懸念国家及び非国家主体への拡散を阻止するための努力を個別または共同で行うことに合意した。さらに議長サマリーにおいて不拡散の懸念を共有する全ての国がPSIを支持することを期待し、アウトリーチ活動を行う。また、PSI参加国は情報共有を含む実際の行動につき検討し、能力向上とPSI実施の条件を試行することを目的とする、海、空及び陸における阻止訓練の実施について了解を得た。そして、第1回

⁵¹ 城山前掲論文、11 頁。

⁵² 『朝日新聞』（2004 年 6 月 26 日）。

⁵³ 「拡散に対する安全保障構想」外務省HP（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/psi.html）（2004 年 11 月 30 日アクセス）。

⁵⁴ 坂元茂樹「PSI（拡散防止構想）と国際法（特集 海をめぐる有事法制）」『ジュリスト』（2004 年 11 月号）、54 頁。

目の訓練がオーストラリア主催で行われた。内容は海上における阻止訓練であった。

その後、第4回ロンドン会合（2003年10月9-10日）では、既に50カ国以上の国が阻止原則宣言への支持を表明していることが確認された。アウトリーチに関する地域的取組が奨励され、日本とオーストラリアのアジア諸国に対するアウトリーチ活動が歓迎された。また、PSIはグローバルな取組であることが再度確認され、「組織」ではなく「活動」であることが強調された。阻止原則宣言を支持し、かつ効果的な貢献を行うことのできる国・国際機関には、PSIへの参加が開かれているべきである旨を合意した。PSIの活動は、全ての拡散懸念国及び非国家主体というコア・グループ国以外が対象であることが確認された⁵⁵。

第5回リスボン会合（2004年3月4-5日）に新たにシンガポール、ノルウェー、カナダが参加をした。ブッシュ米大統領によるPSI強化の提案（2月11日、米国防大学における演説）を支持することを表明した。法執行を含む活動の強化により、拡散阻止のための協力を強化することに合意した。アウトリーチ活動の進展を高く評価した。日本がアジアにおいて、ポーランドが東欧などにおいて行っている「地域別アウトリーチ」や、米が行っている便宜置籍国との乗船協定締結などの「機能別アウトリーチ」の継続が奨励された。今後、阻止訓練が多く参加国によって主催されることを奨励するとともに阻止原則宣言に沿って阻止活動を行うにあたって必要となる法制の整備を参加国が行うことを奨励した。次回はポーランドのクラコフで、PSIを支持する全ての国が出席して1周年記念総会が催されることについて了解した。そのクラコフ1周年記念総会（2004年5月31-6月1日）は、ポーランドがPSI発足1周年を記念して、従来のPSIメンバー国（コア・グループ国）以外でPSIを支持する国も招待した記念総会を開催した。ロシアが新たにコア・グループ国として参加することが決定し、総会には計61カ国（欧州41カ国、中東アフリカ8カ国、アジア太平洋5カ国、南米5カ国、北米2カ国）及び2国際機関（EU及びNATO）が参加した。我が国からは田中政務官を団長とする代表団が参加し、同政務官より演説を行い、参加各国等から高い評価を受けた。議長国ポーランドより、1周年を迎えたPSIの更なる強化、国内法・国際法との整合性確保、安保理決議1540への言及、及びアウトリーチ努力の継続等について方向性を明らかにする議長声明が発表された⁵⁶。

第4節：イラク戦争に関わる一連のアドホックな安全保障協力

9.11 テロ後、テロとの戦争を明言した米国は、アフガニスタンのタリバン政権を駆逐した。次の焦点となったのは、いわゆる「悪の枢軸」と指摘されたイラク・イラン・北朝鮮のような大量破壊兵器を所有し、拡散させる可能性が懸念されている国をどうするかという問題であった。米国はイラクのフセイン政権が大量破壊兵器を保有しているとし、イラクが実際の脅威となる前に、同政権を崩壊させ民主的な政権を樹立すべく先制攻撃論をかざして予防戦争を行おうとした。国連による国連決議を得て多国籍軍によってイラク戦争を遂行していこうと考えていた米国ではあるが、フランス・ロシア・中国の強い反対があり、国連決議を得ることができなかった。そのため、米英は支持にまわった国々と有志連合を結成し、によって戦争を2003年3月に開始した。この有志連合による協力体制は「フセイン政権打倒」を第一義の目的にしたアドホックな安全保障協力といえる。この連合軍はイラク軍との戦闘を有利に展開し、ブッシュ大統領は2ヵ月後の5月に一端、勝利宣言を行い、戦争終結宣言をした。この後、米国は引き続き、イラクの平和構築や民主化プロセスを多国間で進めていくことを各国に求めた。これに応え、オーストラリアやイギリス・イタリア・韓国・オランダなど3

⁵⁵ 「拡散に対する安全保障構想」外務省HP（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/psi.html）（2004年11月30日アクセス）。

⁵⁶ 『朝日新聞』（2004年8月4日）。

6カ国がイラクの戦後処理に参加した⁵⁷。日本政府も2003年12月9日に自衛隊のイラク派兵を閣議決定し、翌2004年1月には自衛隊の先遣部隊をイラクに派遣した⁵⁸。この場合の第一義目的は「イラクの平和構築」であり、このための他国間協力であるので、アドホックな安全保障協力であるといえる。

イラク戦争後の平和構築、民主化プロセスは予想外に難航した。その要因の一つはイラク国内のフセイン政権の残党・反米武装勢力の抵抗などの外部要因である。現在でも抵抗・テロによりイラクの治安悪化が沈静化する気配はなく、むしろこれにより、反米武装勢力はバグダッドの都心にさえ無法地帯をつくりだしているといわれているほどである⁵⁹。また、イラク戦争の大義であったはずの大量破壊兵器がいまだ見つからないことから、米・英の正当性が改めて内外から疑問を呈され、有志連合の足並みの崩れが露呈している。この主な二つの要因が絡み、戦後の平和構築と民主化プロセスは長期化と混迷化の様相を呈してきている。

反米武装勢力や残党によるテロ・抵抗は米国など有志連合の戦後統治を困難にすると同時に、各国の国内世論を動揺させ、軍撤退を加速させる可能性がある。この残党や反米武装勢力のテロ・抵抗はフセイン大統領がアメリカに捕らえられた後でも、鎮静化せず継続して起こっている。最近でも、日本人人質事件が起きているなど、とくに「スンニ派三角地帯」でのテロ・抵抗が激化している。このテロ激化の背景には、駐留米軍が8月以降にイラク武装勢力の大規模掃討作戦を強化したことがある。米軍はイラク警察や軍と協力して反米武装勢力の拠点となっているバグダッドやその周辺のファルージャ、サーマッラなどイラク中部の「スンニ派三角地帯」で過激派掃討作戦を続けている⁶⁰。このテロの激化はすぐには沈静化する様子もなく、有志連合の結束に大きな影響をあたえるであろう。

有志連合の足並みの崩れに、いったんは部隊を派遣した国々の撤退が始まっていることが挙げられる。各国の撤退理由としては、政権交代や予算事情のほか、兵士の戦死や、主権移譲後も続く自爆テロ、人質事件、またもっとも大きい理由として米の単独主義に対する、各国世論の抵抗というものである。この中でも、国際的に軍の撤退の口火を切ったのはスペイン軍撤退であった⁶¹。2004年3月11日にスペインのマドリードで起きた同時爆破テロは、スペインのアスナール政権を倒し、イラクからの部隊撤退を掲げる左派で社会労働党のサパテロ政権をうちたてた。この政権は公約通りに5月に撤退を開始し、イラク戦争への米国中心の有志連合に動揺をあたえた。これに引き続き人質事件の要求を受け入れ、2004年4月撤退したフィリピンや、9月に撤退したニュージーランド、タイが撤退に至った⁶²。また、開戦からの上記の理由から撤退への動きを加速しつつある国がある。ポーランド・ウクライナ・オランダである⁶³。ポーランドは、イラク中南部に2400人を派遣、管轄地域の指揮権を取るなど、多国籍軍の中で重要な役割を果たしている。ところが政府は4月、イラク国民議会選後に大幅に兵員の削減を図ることを表明した。削減は4割程度になるとみられ、来年末には全面撤退を完了させる意向である。来年5月に予定されている総選挙をにらみ、クワシニエフスキ大統領は10月、05年末までの撤退の意向を表明している⁶⁴。ウクライナも2003年8月からの派遣で9人が死亡しており、

⁵⁷ 戦後イラクに部隊を派遣した国は米国・英国・イタリア・韓国・ポーランド・ウクライナ・オランダ・オーストラリア・日本・ルーマニア・デンマーク・ブルガリア・エルサルバドル・ハンガリー・グルジア・アゼルバイジャン・ラトビア・モンゴル・ポルトガル・リトアニア・スロバキア・チェコ・アルバニア・エストニア・トンガ・マケドニア・シンガポール・カザフスタン・モルトバ・ノルウェーが挙げられている。『朝日新聞』（2004年10月28日）。

⁵⁸ 村田晃嗣「イラク戦争後の日米関係」『国際問題』、26頁。

⁵⁹ 『朝日新聞』（2004年9月29日）

⁶⁰ 『朝日新聞』（2004年10月27日）

⁶¹ これ以前にニカラグア軍が撤退し、またドミニカ共和国軍が4月に撤退している。

⁶² この他にも5月に撤退した国でボンジュラスなどがある。またこれは10月28日を基準にした撤退状況である『朝日新聞』（2004年10月28日）。

⁶³ 中東欧ではハンガリーも年末が期限の派兵の延長に消極的で、ポーランド軍の管轄下にあるモルドバも撤兵を示唆している。

⁶⁴ 背景にあるのは、国民の7割以上が派兵反対という世論である。テロ集団や民兵との戦闘でこれまでに兵士13人、民間人4

世論の抵抗を受け、大統領選を契機に撤退論へと変更せざるを得なくなった。ヤヌコビッチ首相は今年末にも撤退すると表明している。また、日本の自衛隊が駐留するイラク南部サマワ一带の治安維持活動を行っているオランダも、来年 3 月半ばに全部隊を撤収させる方針である。

このような二つの要因、一つはフセイン政権残党勢力・反米武装勢力の抵抗・テロによる外部要因、また二つ目は一つ目の外部要因による国内世論の変化・人質の脅威の結果、各国の撤退の動きが加速し、有志連合の足並みがそろわなくなるという要因によって、有志連合による戦後イラク統治を困難にしているのである。

人が死亡した。また、ポーランド国内世論の潜在的なアメリカへの交換条件であると期待されていた米国への移民条件の緩和なども実現せず、国民の失望感は強い。年間 1 億ドルといわれる派兵費用の負担で、北大西洋条約機構 (NATO) 加盟後に予定していた軍の近代化に遅れが出るなど、深刻な影響が出始めた。『朝日新聞』(2004 年 10 月 28 日)。

第 3 章：アドホックな安全保障協力の検証

本章では、第 2 章で挙げた具体的事例を元にアドホックな安全保障協力について分析を行い、長期化すると第一義の目的を達成することができないことと、なぜ、長期化するのかというメカニズムを明らかにしていきたい。

第 1 節：脅威の所在 - 外部か内部か -

第 1 章で示したように、アドホックな安全保障協力は、特定の問題の解決を第一義の目的として形成されるものである。しかしながら、「鹿狩りの寓話」のように第一義の目的である「鹿」ではなく、個別的な利益である「兎」を追いかけてしまうことがある。それは、アドホックな安全保障協力が長期化していく過程において特に顕著となる。

ここで留意しなければならないのは、6 カ国協議は北朝鮮の核問題を話し合うために開かれた協議体であるが、ここには、第 2 章で挙げたその他の事例と性格を異にしているという点である。すなわち、湾岸戦争・PSI・イラク戦争は脅威を外部化したものであるが、6 カ国協議は脅威たる北朝鮮を内部化しているアドホックな安全保障協力だということである。協議を行う上で、脅威を内部化しているために、北朝鮮によって協議を先延ばしされ得るといった側面を持っている。脅威を内部化した場合、その脅威自体が議論に参加し、アドホックな安全保障協力の進行に関わってしまうために、長期化のメカニズムに陥ってしまう。6 カ国協議を形成する段階においても、北朝鮮は多国間協議を行うことに難色を示し、多国間協議を受け入れた後も日本の参加に嫌悪感を抱くなど、6 カ国協議の停滞の要因となっている。実際に協議が進行していく段階においては、協議内の交渉過程において意見の食い違いを発生させ、その調整に時間が費やされた。この様に、脅威そのものが協議に参加すると、対立を顕在化させる要因となってしまう。そしてその対立を解消するのに、時間がかかり長期化してしまうのだ。

また、アドホックな安全保障協力の性格上、第一義の問題を解決することだけでなく、それ以外の問題が協議の長期化過程において表面化してきてしまう。例えば、6 カ国協議においては、日本は北朝鮮に対して拉致問題を抱えていた。それを解決するにも、日本と 2 国間交渉を行おうとしていなかった北朝鮮との間に対話のチャンネルを開く必要があり、それは 6 カ国協議でしか作り出すことができないと日本は考えていた⁶⁵。そのため、北朝鮮の核問題を解決するために設立した 6 カ国協議において、日本は拉致問題を同協議内でたびたび問題提起し、協議の進展を阻害した。

アドホックな安全保障協力においては、脅威を内部化した場合、それを原因として上述したように長期化することとなる。また、長期化してしまうと「兎」である個別的な国益、すなわち、第一義の目的であった問題以外の事象、に影響されてしまい、ますます、アドホックな安全保障協力は進展を阻害されてしまう。これは 6 カ国協議だけでなく、朝鮮半島の和平問題を話し合い行っていた 4 者会談も北朝鮮を内部化していたため、6 カ国協議と同じようなプロセスを辿り、第 2 次北朝鮮核危機の勃発によって消滅した⁶⁶。また、パレスチナ和平プロセスも、当事者同士がアドホックな安全保障協力の中に存在していたために、同様のプロセスを辿っ

⁶⁵ 伊豆見元「「六カ国協議」の成果と課題」『東亜』（2003 年 10 月号）、60 頁。

⁶⁶ 94 年に第 1 次北朝鮮核危機が米朝枠組み合意によって、一応の解決を見せた後に朝鮮半島において次に解決されなければならない問題は、平和の確立であった。特に、朝鮮戦争の休戦協定を平和条約へと進展させることが急務であると考えられていた。この問題を米国・韓国・北朝鮮・中国で話し合うために開催されたのが 4 者会談であった。小島朋之・小此木政夫前掲書、38 頁。第 1 回はジュネーブにおいて 1997 年 12 月 9 日に開催された。この後、何度か開かれたが、北朝鮮が韓国と中国が参加していることへ異論を唱えたり席次でもめたりしたために協議が進展しなかった。

た⁶⁷。この様に、脅威を内部化した場合には長期化し、うまく機能しないことが明らかになったが、では、脅威を内部化しなければ長期化を回避でき、うまく機能するのであろうか。以下にて、脅威を内部化していない事例を見ていくこととする。

湾岸戦争は武力行使を用いてクウェートに侵攻したイラクを駆逐した。軍事力を用いたため、問題を短期に解決することのできた事例である。しかし、武力行使を行ったから問題を短期で解決できたというよりは、脅威を外部化していたことが最大の要因であったと考えられる。なぜなら、もし、イラクがこのアドホックな安全保障協力の内部にいた場合、ソ連が主張したように、協議が持たれ、そこでイラクが説明を行って時間を稼ぐことができただろうと推測される。しかしながら、脅威たるイラクが外部にいたため、米国を中心として国連決議を用いて、クウェート解放のためのアドホックな安全保障協力を行うことができたといえよう。例えば、武力行使という選択肢を用いなくても PSI は大量破壊兵器の拡散を行う危険性のある国家・非国家主体を外部化し、PSI 形成の発表があつてから僅か1ヶ月後に最初の会合が開かれ、それから定期的に何度も数多くの訓練と総会が開かれ続け、大量破壊兵器の拡散阻止に一定の成果を挙げている。このことから、武力行使を行っているかどうか、アドホックな安全保障協力がうまくいくかどうかに関わる重大な要因ではなく、それ以上に脅威が外部にあるのか、内部にあるのかが重要な要因であることがわかる。それでは、脅威が外部にあれば、アドホックな安全保障協力は常に長期化をしないでうまくいくのだろうか。脅威が外部に存在するにも関わらず、うまく機能していないアドホックな安全保障協力の事例として、イラク戦争に関わる一連のプロセスが挙げられるだろう。それを次節にて検証しよう。

第2節：脅威が外部にあるときの長期化メカニズム

イラク戦争は湾岸戦争と違い、国連決議を得ることができなかった。そのため、湾岸戦争は多国籍軍を構成することができたが、イラク戦争では、国連決議を得ようと最後まで努力をしていたが、安保理常任理事国の中でフランス・中国・ロシアが反対に回ったため、決議を得ることができず、米英軍を中心とした30数カ国による有志連合によって戦争が開始された。イラク全土が作戦地域であったため、湾岸戦争と比べ、時間はかかったが、それでも2ヶ月ほどでブッシュ米大統領は勝利宣言を行い、イラクにおける戦闘の終結を宣言した。ここまでは、湾岸戦争と大きな違いはなかった。湾岸戦争の時はクウェート解放自体が第一義のアドホックな安全保障協力が構成されたが、イラク戦争では、戦闘だけでなく、戦闘終了後のイラク和平プロセスに及ぶ過程においてもアドホックな安全保障協力が構成された。戦闘終了後、戦争開始前のわだかまりを解決させ、38カ国にも及ぶ国々が、後方支援や治安維持のための軍事力等による協力を行った。

イラク戦争後の和平プロセスにおけるアドホックな安全保障協力も、脅威を外部化していた。しかしながら、主権を移譲はしたものの武力衝突は治まっておらず、この主権移譲に関しても当初の予定から大幅な延期が行われてしまった。そして、イラクにおいて平和構築の最大の焦点である民主的な選挙の実施が危ぶまれている⁶⁸。脅威が外部化されているのに、何故、アドホックな安全保障協力がうまくいかず、長期化の様相を呈しているのだろうか。

フセイン政権の残党や反米武装勢力からの強い抵抗によって大義名分論が噴出し、イラク戦争に反対していたスペイン左派が政権を奪取し、撤退を決めた。また、民間人への被害を防ぐためにフィリピンが撤退を決めた。

⁶⁷ 94年、当時のPLO議長アラファトとイスラエル首相ラビンとが平和構築で合意、クリントン米大統領が間を介した。アラファトとラビンはノーベル平和賞を受賞するに至る。しかしながら、それ以降も武力紛争がやまず、現在に至っている。

⁶⁸ 当初は、2003年の後半、後に2004年中に実施するとなっていたが、現在2005年の1月に予定がされている。しかし、未だに、反米武装勢力の勢いが衰えたとは言いがたく、実施が危ぶまれている。

このように離脱が増えていったことが長期化の理由として挙げられる。戦闘終結が宣言されてからも今年11月にイラク南部のファルージャで米英による大規模な掃討作戦が行われた。脅威が外部にあってもアドホックな安全保障協力の成功を快く思わない勢力が存在するとその協力体制に様々な圧力をかける、それによって、第一義の目的となる脅威の対象以外の、潜在的な対立要因が噴出し、新たな阻害要因となることが、長期化の要因である。

第3節：潜在的対立要素

アドホックな安全保障協力においては、長期化を回避することが重要である。なぜなら、既述した様に長期化すると相互不信が噴出し、各国が個別の利益を追求し始め、第一義的な目的を達成できなくなるからである。長期化の原因には、脅威を内部化しているか、外部化しているかに加え、潜在的対立要素の有無が挙げられる。この潜在的対立要素とは、アドホックな安全保障協力における第一義の目的を遂行する上で現在は噴出していないが、障害になる可能性のあるものを指す。例えば、6カ国協議における日朝間の拉致問題や、イラクにおいてはそもそもイラク戦争に反対していた国々の存在などである。この潜在的対立要素がどのようにアドホックな安全保障協力を障害を与えていったかを以下に見ていくことにする。

湾岸危機の場合も潜在的対立要素は存在していた。クウェート解放に対しては中東諸国も反対はしていなかったが、解放のプロセスにおいてソ連が異論を唱えていた。また、米軍のプレゼンスの同地域における強化に対する懸念を中東諸国はイスラエルとの関係上、抱いていた。しかしながら、戦後処理を含めて短期間で問題を解決することができ、また、上記の潜在的対立要素が存在することを米国自身が認識していたため、イラク国内に侵攻せず、短期間で解決するようこころがけたことによって、潜在的対立要素は顕在化せずに済んだといえよう。それに対して、イラク戦争の場合は戦争遂行と平和構築の2つの問題を課題としたため、湾岸戦争に比べ潜在的対立要素を多く抱えていたと言える。また、戦争終結を宣言したが、反米武装勢力の存在が予想外に根強く、現在、平和構築の段階に移行したことになっているが、未だに、戦争中なのか、平和構築の段階なのか議論が残っている⁶⁹。また、その結果このアドホックな安全保障協力からの離脱が増加してしまった。

このように、たとえ脅威を外部化していても潜在的対立要素が表面化するか否かによって、湾岸戦争とイラク戦争のような、如実な差異が表れることとなる。これらを踏まえて言えることは、脅威を外部化することは必要十分条件ではなく必要条件であり、それに加え潜在的対立要素を表面化させないように努めることが、アドホックな多国間協力を、長期化させずにうまく機能させる必要十分条件であると言える。

⁶⁹ 2003年の5月に行われた戦闘終結宣言がなされたが、現在のイラク全土での反米武装勢力の攻勢を受けて、イラク戦争自体が完全に終結したという見方に疑問が呈されている。

終章：まとめ、アドホックな安全保障協力の構造

本稿では、アドホックな安全保障協力の構造を明らかにするために、第1章において、アドホックな安全保障協力が興隆してきた歴史的背景を述べた。冷戦後の安全保障環境下においては、脅威が分散化しているため、脅威を内部化することが重要である。しかし、潜在的脅威を内部化し、脅威の出現を予防する努力を行ったにも関わらず顕在化してしまった問題に対処するものとして、同盟などの既存の枠組み以外にアドホックな安全保障協力が必要とされていることを説明した。そして、アドホックな安全保障協力の定義を、スカラピーノとジョブの議論から導き、それと同時に、アドホックな安全保障協力がうまく機能するには、相互不信の前提を踏まえ、長期化しないように努めることが重要であることも明らかにした。

第2章では、その定義に当てはまり、武力行使を用い脅威を外部化して成功した事例として湾岸戦争を挙げ、武力行使を用いず脅威を内部化して協議が停滞している事例として6カ国協議を挙げ、武力行使を用いず脅威を外部化して成果を上げている事例としてPSIを挙げた。そして最後に武力行使を用い脅威を外部化して長期化の様相を呈している事例としてイラク問題を挙げた。それらの事例を用いて第3章では分析を行った。

アドホックな安全保障協力は第3章で分析したように、まず、脅威が内部にあってはならない構造を持っている。なぜなら、実際に事態が起き、それを対処する段階で、脅威を内部化しても、問題の先延ばしにしかつながらないからである。そもそも、脅威を内部化することは協調的安全保障のようにその脅威が潜在的な状態でなければならない。また、脅威を外部化していたとしても潜在的対立要素が存在し、その存在をはっきりと認識していなければアドホックな安全保障協力は成功に結びつきづらい。なぜなら、その協力内における潜在的対立要素の存在を認識していれば、その潜在的対立要素が顕在化しないようにすることができるが、認識できていないと長期化が起きてしまった場合、その潜在的対立要素が気付かないうちに顕在化してしまい、長期化をますます混迷としたものとしてしまうからだ。

結論として、アドホックな安全保障協力は、脅威を外部化しなければならず、また、潜在的対立要素を認識し、それに対処する必要性がある構造を持っている。ここから、6カ国協議のように脅威を内部化しているアドホックな安全保障協力は成功することが覚束ないといえよう。今後、南シナ海の領有権紛争が活発化してしまったときに、中国・フィリピン・ベトナムなどを含めた形でのアドホックな安全保障協力は6カ国協議と同じプロセスを辿ってしまうことが予想されよう。脅威を内部化することはアドホックな安全保障協力においては致命的な事態なのである。それと同時に潜在的対立要素が顕在化しないことに努めなければならない。

参考文献一覧

参考書籍

- 泉昌一・佐藤栄一編『冷戦後アジア環太平洋の国際関係』（三嶺書房、1999年）。
- 今井隆吉・田久保忠衛・平松重雄編『ポスト冷戦と核』（勁草書房、1995年）。
- 岡部達味編著『ポスト・カンボジアの東南アジア』（日本国際問題研究所、1992年）。
- 小川伸一著『「核」軍備管理・軍縮のゆくえ』（芦書房、1996年）。
- 小此木政夫編『金正日時代の北朝鮮』（日本国際問題研究所、1999年）。
- 小島朋之『富強大国の中国』（芦書房、2003年）。
- 小島朋之編著『21世紀に向かうアジアと日本』（芦書房、1993年）。
- 小島朋之・小此木政夫編『東アジア危機の構図』（東洋経済新報社、1997年）。
- 小島朋之・竹田いさみ共編『東アジアの安全保障』（南窓社、2002年）。
- 小山茂樹編『分析・湾岸危機—アラブの論理，世界の論理—』（日本経済新聞社、1990年）。
- ケネス・キノネス『北朝鮮 - 米国務省担当官の交渉秘録 - 』（中央公論新社、2000年）。
- 重村智計『最新・北朝鮮データブック』（講談社、2002年）。
- 添谷芳秀・田所昌幸『日本の東アジア構想』（慶應義塾大学出版会、2004年）。
- 防衛大学校安全保障学研究会編著『最新版 安全保障学入門』（亜紀書房、2003年）。
- 土山實男著『安全保障の国際政治学』（有斐閣、2004年）。
- デービッド・カピー／ポール・エバンス著 福島安紀子著・訳『レキシコン アジア太平洋安全保障対話』（日本経済評論社、2002年）。
- ドン・オーバードーフアー『二つのコリア』（共同通信社、2002年）。
- 日本学術協力財団編『冷戦後のアジアの安全保障』（大蔵省印刷局、1997年）。
- 納家政嗣・梅本哲也編『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』（有信堂高文社、2000年）。
- 森本敏編『アジア太平洋の多国間安全保障』（日本国際問題研究所、2003年）。
- 森本敏編『ミサイル防衛 新しい国際安全保障の構図』（日本国際問題研究所、2002年）。
- 山影進編『東アジア地域主義と日本外交』（日本国際問題研究所、2003年）。
- 山本武彦編『国際安全保障の新展開—冷戦とその後—』（早稲田大学現代政治経済研究所、1999年）。
- 山本吉宣・薬師寺泰蔵・山影進編『国際関係理論の新展開』（東京大学出版会、1984年）。
- 読売新聞外報部著『砂漠の聖戦—湾岸戦争の真実 '90～ '91—』（講談社、1991年）。
- 李鐘元・水野直樹・姜尚中編『日朝交渉 課題と展望』（岩波書店、2003年）。

参考論文

- ・伊豆見元「「六カ国協議」の成果と課題」『東亜』（2003年10月号）57 - 63頁。
- ・伊藤剛「同盟の「拡大」と「多元化」 —東アジアの潜在的脅威への対処に関する理論的考察—」『国際政治』第135号「東アジアの地域協力と安全保障」（2004年3月号）11-23頁。
- ・岩間陽子「国際安全保障における多国間主義」『国際政治』第133号「多国間主義の検証」（2003年8月号）42-57頁。
- ・大隈宏「EUとAPECの軌跡 —比較地域主義の視点から」『国際問題』（1997年11月号）24-37頁
- ・大庭三枝・山影進「アジア・太平洋地域主義における重層的構造の形成と変容」『国際問題』（1994年10

月号) 2-29 頁

- ・加藤朗「安全保障における多国間協調主義」『国際問題』(1999年5月号) 29-44 頁
- ・神谷万丈「国際的的反テロ連合の構築 —9・11 テロ後の米国外交」『国際問題』(2002年2月号) 21-41 頁
- ・菊池努「アジア太平洋地域主義のメカニズムとプロセス —APEC・ARFを中心に—」『国際政治』第114号「グローバリズム・リージョナリズム・ナショナリズム——二一世紀における役割を模索するアジア」(1997年3月号) 176-193 頁
- ・木村汎「6 カ国協議が一筋の光明——北太平洋におけるアドホックな協力」『NIRA 政策研究』(2004年1月号) 20-23 頁。
- ・越川和彦「アジア欧州会合(ASEM) 地域間対話と協力の枠組み」『国際問題』(1997年11月号) 38-51 頁
- ・高木誠一郎「中国とアジア・太平洋の多国間安全保障協力」『国際問題』(1997年1月号) 53-67 頁
- ・高原明生「東アジアの多国間主義 —日本と中国の地域主義政策—」『国際政治』第133号「多国間主義の検証」(2003年8月号) 58-75 頁
- ・坂元茂樹「PSI(拡散防止構想)と国際法(特集 海をめぐる有事法制)」『ジュリスト』(2004年11月号)、52-62 頁
- ・神保謙「アジア太平洋地域における多国間安全保障協力 —協調的安全保障・信頼醸成措置の限界性とARFプロセス—」『慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科修士論文』(1997年度)
- ・鈴木典幸「転換点を迎えた6カ国協議」『世界週報』(2004年7月27日号) 48-49 頁
- ・竹田いさみ「序章 多国間主義の検証」『国際政治』第133号「多国間主義の検証」(2003年8月) 1-10 頁
- ・田中明彦「序章 国際政治理論の再構築」『国際政治』第124号「国際政治理論の再構築」(2000年5月) 1-10 頁
- ・田中明彦「多国間外交の季節」『東亜』(2003年9月号) 2-3 頁
- ・土山實男「序章 安全保障の終焉? —不安と安全の政治学—」『国際政治』第117号「安全保障の理論と政策」(1998年3月号) 1-20 頁
- ・土山實男「リアリズムの再構築は可能か —ツキュディデスと現代国際政治学—」『国際政治』第124号「国際政治理論の再構築」(2000年5月) 45-63 頁
- ・西原正「アジア・太平洋地域と多国間安全保障協力の枠組み —ASEAN 地域フォーラムを中心に」『国際問題』(1994年10月号) 60-74 頁
- ・西原正「アジア太平洋における安全保障の枠組みと日本」『国際問題』(2000年3月号) 38-52 頁
- ・初瀬龍平「東アジア・アジア太平洋におけるサブ/マクロ/メガ地域主義」『国際政治』第114号「グローバリズム・リージョナリズム・ナショナリズム——二一世紀における役割を模索するアジア」(1997年3月号) 72-94 頁
- ・村田晃嗣「イラク戦争後の日米関係」『国際問題』(2004年3月号) 25-36 頁。
- ・文日鉉「北朝鮮に背を向ける中国」『世界週報』(2003年11月4日号)
- ・山本吉宣「安全保障レジーム」『国際政治』第117号「安全保障の理論と政策」(1998年3月号) 21-38 頁
- ・山本吉宣「協調的安全保障の可能性 —基礎的な考察」『国際問題』(1995年8月号) 2-20 頁
- ・山本吉宣「地域統合の政治経済学:素描」『国際問題』(1997年11月号) 2-23 頁
- ・李鍾元「序論 東アジア地域論の現状と課題」『国際政治』第135号「東アジアの地域協力と安全保障」(2004年3月号) 1-10 頁

- ・渡辺昭夫・星野俊也「国連とアジア太平洋の安全保障 ―集团的安全保障と集团的自衛の間―」『国際政治』第114号「グローバリズム・リージョナリズム・ナショナリズム——二一世紀における役割を模索するアジア」（1997年3月号）57-71頁

参考英語論文

- ・ Benjamin Miller, "Explaining the Emergence of Great Power Concerts", *Review of International Studies* 20 (1994) pp.327-48,329
- ・ Brian L. Job, "Bilateralism and Multilateralism : Achieving the Right Balance in Security Relations"(<http://www.ndu.edu/inss/books/Books%20-%201997/Strength%20Through%20Cooperation%201997/Stcch13.html>)
- ・ Brian L. Job, "Bilateralism and Multilateralism in the Asia Pacific Region", *manuscript*, p3
- ・ Desmond Ball and Pauline Kerr, *Presumptive Engagement : Australia's Asia-Pacific Security Policy in the 1990s* (St Leonards, NSW:Allen & Unwin,1996)p.21,note 26.
- ・ Francis W. Hoole, Brian L. Job, Harvey J. Tucker "Incremental Budgeting and International Organizations" *American Journal of Political Science*, XX, 2, May 1976.
- ・ James A. Baker, III, "America in Asia : Emerging Architecture for a Pacific Community" , *Foreign Affairs* 70, no.5 (Winter 1991-92) pp.1-18,5-6.
- ・ Kay Moeller, "Multilateralism, Bilateralism, and Minilateralism in Asia-Pacific Security"
- ・ Ok-Nim Chung, "Solving the Security Puzzle in Northeast Asia : A Multilateral Security Regime"(http://www.brookings.edu/printme.wbs?page=/fp/cnaps/papers/2000_chung.htm)
- ・ Richard Rosecrance, "Regionalism and the Post-Cold War Era," *International Journal*, 46(1991),pp. 373-375.
- ・ Robert A. Scalapino, "Asia and the United States : The Challenges Ahead" *America & the world* vol.69 issue (1989/1990).
- ・ Robert A. Scalapino, "Challenges and Opportunities in the Asia-Pacific Region" *American Foreign Policy Interests*, No.25 (2003) pp.233-240.
- ・ Robert A. Scalapino, "Historical Perceptions and Current Realities Regarding Northeast Asian Regional Cooperation", *NPSCD Working Paper No.20*, (1992) pp.10-11
- ・ Robert A. Scalapino, "Inter-Korean Rapprochement: Issues to Be Confronted" *American Foreign Policy Interests*, No. 23 (2001) pp.231-239.
- ・ Robert A. Scalapino, "Japan's Foreign Policy in the 21st Century" *American Foreign Policy Interests*, No.25 (2003) pp.79-85.
- ・ Robert A. Scalapino, "The United States and Asia: Challenges of the Twenty-First Century" *American Foreign Policy Interests*, No.23 (2001) pp.163-172.

新聞（日本・韓国・中国・米国）

『朝日新聞』

『毎日新聞』

『読売新聞』

『東亜日報』

『人民日報』

『The New York Times』

『Washington Post』

参考ホームページ

韓国外交通商部 (http://www.mofat.go.kr/ko_new/)

国際連合広報センター (<http://www.unic.or.jp/>)

在日米国大使館 (<http://japan.usembassy.gov/tj-main.html>)

日本外務省 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>)

Foreign Affairs Japan (<http://www.foreignaffairsj.co.jp/>)